

第12章 学年、学期及び休業日

第47条 本大学院の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年は次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第48条 定期休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 春期休業日 4月 1日から10日まで

(5) 夏期休業日 7月 1日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 学長は、大学院委員会の議を経て休業日を変更し、また、臨時に休業日を定めることができる。